

2024 年度 若手・女性研究者奨励金 レポート

研究課題	「ワーカーシェア時代」における社会保険制度のあり方
キーワード	①社会保険、②副業・兼業、③ワーカーシェア

研究者の所属・氏名等

フリガナ 氏 名	アマヤ マキコ 雨夜 真規子
配付時の所属先・職位等 (令和6年4月1日現在)	和歌山信愛女子短期大学 生活文化学科 講師
現在の所属先・職位等	明海大学 不動産学部 講師
プロフィール	大学卒業後、約10年間の会社員生活を経て、大学院に入学し、MBA（専門職修士）では経営学を、修士及び博士の各課程では労働法を専攻し、各学位を取得しました。大学院在学中より複数の大学で非常勤講師として教鞭をとってきましたが、博士号取得と同時に和歌山信愛女子短期大学に専任講師として着任し、同学にて3年間勤務後、現在は明海大学で教員として勤務しています。 大学院に入学時は、当時小学生の娘がおり、育児と家事、そして非常勤講師の仕事を、大学院で学びながら懸命にこなしてきました。大学院の先生方、先輩方、仲間たち、家族、周囲のあらゆる方々の支えのおかげで、これまで研究を続けることができました。

1. 研究の概要

本研究では、被用者のための社会保険各法である労災保険法、雇用保険法、健康保険法、厚生年金保険法について、副業・兼業が今後普及することを念頭に、これらが副業・兼業労働者の保護に資する法制度として機能するものとなっているか、解釈論に基づき検討した上で、必要に応じ、いかにすれば労働者保護に資する制度にすることができるかを検討の上、立法論の展開を試みる。

従って、本研究の対象はさしずめ、社会保険が適用される、すなわち、企業等に雇用されて働く労働者に限定し、自営業、フリーランス等は対象としない。尤も、働き方の多様化が進む中で、雇用されていない就労者にとっての社会保険上の課題も認識するところであるが、1年という限られた期間で一定の研究成果を実現することを念頭に、本研究の対象を雇用される労働者に限定するものである。

2. 研究の動機、目的

近年、労働者の副業・兼業に対する関心が高まり、あらゆる業種の民間企業のみならず、地方自治体や中央省庁までもが副業人材の募集を積極的に行っている。調査結果（株式会社リクルート「兼業・副業に関する動向調査データ集 2022」

https://www.recruit.co.jp/newsroom/pressrelease/assets/20230411_hr_03.pdf）によると、雇用形態が正社員である労働者に限定しても、すでに副業・兼業をしている人は9.9%、今後副業・兼業を実施する意向がある人は46.4%となっている。また、政府も副業・兼業を奨励する姿勢を示しており、2018年には、厚生労働省が「副業・兼業の促進に関するガイドライン」

を公表し、「モデル就業規則」も改定されている。

「人生 100 年時代」と言われて久しく、また、今後、週休 3 日制の広がりも現実味を帯びる中、人手不足の解決策にとどまらず、労働者の定年退職後もなお続く長い人生を生き抜くために、経済的・社会的な観点から、定年前から本業だけに頼らない副業・兼業は、今後さらに関心も必要性も増していくと考えられる。このような動きを反映し、副業・兼業をめぐるのは、社会保障制度の柱の 1 つである社会保険制度において、労災保険及び雇用保険では副業・兼業の普及を見据えた改正がすでに行われている一方、健康保険及び厚生年金保険ではいまだ特段の立法対応が行われていない。

①労働者災害補償保険（労災保険）

2020 年の大改正により、複数就業者の労災保険給付額は非災害発生事業場の賃金額も合算するが、非災害発生事業場の事業主は労基法上の災害補償責任を負わず、また、災害発生事業場の事業主も、非災害発生事業場での賃金を基礎とした給付分まで労基法上の災害補償責任を負わないとされた。また、複数就業先の負荷を合算して因果関係が認められれば給付の対象とするが、その場合でもいずれの就業先も労基法上の災害補償責任を負わないとされた。

②雇用保険

2018 年に、副業・兼業での働き方になじみ、雇用保険の適用による財政への影響を予測しやすい対象者層を抽出した上で「試行的に」制度導入を図ることが議論され、2020 年に雇用保険法の改正が行われた。具体的には、65 歳以上の高齢労働者を対象に、本人の申出を起点に二事業所の労働時間を合算して 20 時間以上となる者に適用する制度を試行的に導入し、複数就業先のうち一事業所のみを離職する場合でも、当該事業所での賃金に基づいて雇用保険給付額を算出することとした。

③健康保険・厚生年金保険

2019 年には、生計維持のために複数の就業先で短時間就労を掛け持ちしている者に対する保障の充実を図るため、複数事業所における労働時間等を合算して適用判断する仕組みを検討すべきとの意見がみられたが、継続的な議論の必要性和適用の仕組みの効率化を図る必要性等が議論されたものの、現時点において、副業・兼業労働者を念頭にした立法対応の動きはみられない。

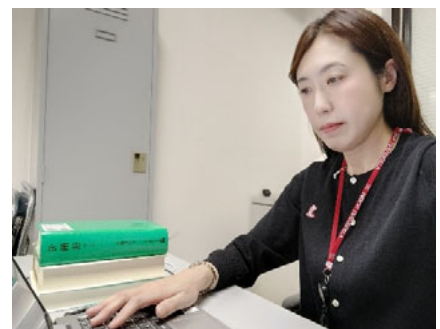
このような状況を踏まえ、副業・兼業という働き方をめぐっては、法制度の策定が追い付いていないと考える。例えば、業務上外を問わず不慮の事故、失業、死亡等、わが国の社会保険制度がその役割を果たすべきこれらの局面を念頭に、現行の社会保険制度が、副業・兼業労働者を十分に保護することができるのかという点には、疑問がある。

そこで、本研究では、被用者のための社会保険各法である労災保険法、雇用保険法、健康保険法、厚生年金保険法について、副業・兼業が今後普及することを念頭に、副業・兼業労働者の保護に資する法制度として機能するものとなっているかについて解釈論に基づき検討し、なっていないと判断すれば、いかなる立法対応が必要かについて検討し、立法論の展開を試みたい。

3. 研究の結果

副業・兼業を推進あるいは検討している複数の事業場及び当該事業場に関する研究を行っている研究者を訪ね、副業・兼業の実態とそれに伴う問題点について議論を重ねることができた。その結果、副業・兼業を行う労働者を擁する現場では、自社の労働者の副業・兼業について詳細には把握していない事業場が多いこと、副業・兼業していることを周知している労働者は比較的パフォーマンスも良好と周囲から評価されていること、副業・兼業労働者の過労については現時点ではさほど問題視されていないこと等が明らかになった。

なお、本研究において目的としていた、社会保険各法の立法論定立までには至らなかった。



4. 研究者としてのこれからの展望

労働法の研究者として、引き続き副業・兼業をメインテーマに、副業・兼業をめぐる法制度における課題の抽出とその解決に資する研究を継続していきたい。そして、労働者・使用者双方にとって幸福な働き方・働かせ方とはいかなるものかを念頭に、あるべき法制度の姿について検討を続けていきたい。

5. 支援者（寄付企業等や社会一般）等へのメッセージ

この奨励金をいただくことができたことは研究者として大きな励みになりました。すなわち、本研究開始当時の所属先からの研究費が潤沢ではない中で、研究のために要する諸経費に充てることができたという点に加え、本研究をご理解いただき応援いただけたという点で、大変心強く、研究者としての自信にもつながりました。このような奨励金の存在が、多くの研究者のモチベーションを高め、ひいては社会をよりよくすることにつながると確信しております。ご支援くださり、誠にありがとうございました。